

年末年始におけるシステムの運用等について

年末年始のNACCSご利用に際して、お客様にご留意いただきたい事項を以下のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。

【年末年始特別運用】

■NACCSの特別運用

1. 各種電文等の保存期間（インタラクティブ処理方式・メール処理方式ご利用のお客様）

12月31日（水）から1月6日（火）までの間に保存期間が終了する電文につきましては保存期間を**1月7日（水）**まで延長いたします。（可能な限り早期に取り出しをお願いいたします。）

※通常、7日間（土日・祝日を含む）取り出し可能

【○：業務実施日 △：通常の保存期間 ◎：延長後の保存期間】

対象データ	12月							1月						
	25	26	27	28	29	30	31	01	02	03	04	05	06	07
木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
<通常、電文の配信日から起算して7日間（日・祝日を含む）>	○						△							◎
各種電文等(インタラクティブ処理方式・メール処理方式)		○						△						◎
		○						△						◎
			○						△					◎
				○					△					◎
					○					△				◎
						○					△			◎
							○					△		◎

2. 管理資料の保存期間

各種電文と同様に、12月31日（水）から1月6日（火）までの間に保存期間が終了する未取り出しの管理資料につきましても、保存期間を**1月7日（水）**まで延長いたします。（可能な限り早期に取り出しをお願いいたします。また、未取り出しの保存期間を超えた管理資料については、再取り出しを実施するようにお願いいたします。）

※通常、配信日から起算して7日間（土日・祝日を含む）取り出し可能

【○：業務実施日 △：通常の保存期間 ◎：延長後の保存期間】

対象データ	12月							1月						
	25	26	27	28	29	30	31	01	02	03	04	05	06	07
木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
<通常、管理資料の配信日から起算して7日間（日・祝日を含む）>	○						△							◎
管理資料情報		○						△						◎
		○						△						◎
			○						△					◎
				○						△				◎
					○						△			◎
						○						△		◎

3. データの保存期間

一部のデータの保存期間を次の各表のとおり延長いたします。

※(4)の動物検疫関連業務のみ、他のデータと異なる保存期間の延長となります。

(1) 【○：業務実施日 △：通常の保存期間 ◎：延長後の保存期間】

DB名：主な業務名	12月							1月						
	25	26	27	28	29	30	31	01	02	03	04	05	06	07
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
<通常、当該業務を実施した日等から起算して4日間(日・祝日を除く)>	○				△									◎
①積コンテナDB：船積情報登録(CLR)		○				△								◎
※積コンテナ情報を登録した場合			○				△							◎
②添付ファイル格納DB：添付ファイル登録(MSB), 食品等輸入届出汎用申請審査終了(CFL)				○	○			△						◎
※サイバーポートを利用して申請される際も同様の扱いになります。					○			△						◎
③食品等輸入届出汎用申請DB：食品等輸入届出汎用申請審査終了(CFL)						○				△				◎

(2) 【○：業務実施日 △：通常の保存期間 ◎：延長後の保存期間】

DB名：主な業務名	12月							1月						
	25	26	27	28	29	30	31	01	02	03	04	05	06	07
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
<通常、当該業務を実施した日から起算して7日間(日・祝日を除く)>	○							△						◎
①バンニング予定情報DB：バンニング情報予定登録(VAP、VPE)		○							△					◎
②船積情報状況DB：ACL情報登録(ACL01、ACL02)			○							△				◎
※出港予定日が入力されていない場合				○							△			◎
③卸コンテナ一覧DB：卸コンテナ情報登録等(DCL02、PKK、PKI)					○							△		◎
※卸コンテナリストを提出した場合						○						△		◎
④積コンテナDB：船積情報登録(CLR)						○							△	◎
※積コンテナリストを提出した場合							○							◎
⑤自動車通関証明書発行DB：自動車通関証明書交付審査終了(MTD,税関業務)							○							
※「差戻し」の場合								○						

(3) 【○：業務実施日 △：通常の保存期間 ◎：延長後の保存期間】

DB名：主な業務名	12月							1月						
	25	26	27	28	29	30	31	01	02	03	04	05	06	07
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
<通常、当該業務を実施した日から起算して7日間(日・祝日を含む)>	○							△						◎
①食品等輸入届出DB：食品等輸入届出事項登録(IFA)		○							△					◎
②共通管理番号他法令手続明細DB：食品等輸入届出事項登録(IFA)			○						△					◎
③食品等輸入届出添付ファイル管理DB：				○						△				◎
通関系関連省庁添付登録(検疫所(食品)) (MSF01)					○						△			◎
④内航船フィーダー運送DB：内航船フィーダー運送積込登録 (CYL)						○						△		◎

(4) 【○：業務実施日 △：通常の保存期間 ◎：延長後の保存期間】

DB名：主な業務名	12月							1月							
	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	01	02	03	04	05
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
<通常、当該業務を実施した日から起算して6日間(日・祝日を除く)>	○					△						◎			
①輸入畜産物申請DB：輸入畜産物検査申請事項登録(ILA)		○					△					◎			
②輸入動物検査申請DB：輸入動物検査申請事項登録(IOA)			○					△				◎			
③輸入犬等届出申請DB：輸入犬等検査申請事項登録(IQA)				○				△				◎			
④共通管理番号他法令手続明細DB：輸入畜産物検査申請事項登録(ILA)、 輸入動物検査申請事項登録(IOA)、輸入犬等検査申請事項登録(IQA)					○				△			◎			
⑤輸出畜産物申請DB：輸出畜産物検査申請事項登録(EMA)						○	○				△			◎	
⑥輸出動物検査申請DB：輸出動物検査申請事項登録(EOA)							○				△			◎	

(5) 【○：業務実施日 △：通常の保存期間 ◎：延長後の保存期間】

DB名	12月												1月						
	24	25	26	27	28	29	30	31	01	02	03	04	05	06	07				
	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水				
<通常、輸入申告が許可となった日等から起算して6日間（日・祝日を除く）>	○						△											◎	
①輸入申告DB		○						△										◎	
②移出輸入申告DB			○						△									◎	
③輸入申告（沖縄特免制度）DB				○						△								◎	
④輸入マニフェスト通関申告DB					○					△								◎	
⑤共通管理番号輸入申告明細DB						○					△							◎	
⑥添付ファイル管理DB							○					△						◎	
⑦コンテナ情報（日次移行用）（輸入）DB								○					△					◎	
⑧減免戻し税等明細書情報DB									○					△				◎	
⑨石油石炭税納税申告DB										○					△			◎	
(*)対象となるDBの詳細な起算条件につきましては、NACCS掲示板の「NACCS業務仕様・関連資料」に掲載しております「各種(DB)のシステム保存期間」をご参照ください。																			

(6) 【○：業務実施日 △：通常の保存期間 ◎：延長後の保存期間】

DB名：主な業務名	12月												1月						
	24	25	26	27	28	29	30	31	01	02	03	04	05	06	07				
	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水				
<通常、以下DBにて登録等を行った日から起算して4日間（日・祝日を除く）>	○			△														◎	
①輸入申告DB：許可・承認等情報登録（輸入通関）(PAI)		○				△												◎	
②コンテナ情報（日次移行用）（輸入）DB：許可・承認等情報登録（輸入通関）(PAI)			○				△											◎	
③移出輸入申告DB：許可・承認等情報登録（輸入通関）(PAI)				○				△										◎	
④関税等更正請求DB：許可・承認等情報登録（輸入通関）(PAI)					○				△									◎	
⑤本船・ふ中扱い承認申請DB：許可・承認等情報登録（輸入通関）(PAI)						○				△								◎	
⑥添付ファイル管理DB：許可・承認等情報登録（輸入通関）(PAI)							○				△							◎	
⑦輸入マニフェスト通関申告DB：許可・承認等情報登録（輸入通関）(PAI)								○				△						◎	
(*)対象となるDBの詳細な起算条件につきましては、NACCS掲示板の「NACCS業務仕様・関連資料」に掲載しております「各種(DB)のシステム保存期間」をご参照ください。																			

(7) 【○：業務実施日 △：通常の保存期間 ◎：延長後の保存期間】

DB名：主な業務名	12月												1月						
	24	25	26	27	28	29	30	31	01	02	03	04	05	06	07				
	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水				
<通常、以下DBにて登録等を行った日から起算して4日間（日・祝日を除く）>	○			△														◎	
①輸出申告DB：船積確認登録(CCL)		○				△												◎	
②別送品輸出申告DB：船積確認登録(CCL)			○				△											◎	
③コンテナ情報（日次移行用）（輸出）DB：船積確認登録(CCL)				○				△										◎	
④輸出マニフェスト通関申告DB：許可・承認等情報登録（輸出通関）(PAE)					○				△									◎	
⑤添付ファイル管理DB：船積確認登録(CCL)						○				△								◎	
⑥石油石炭税納税申告DB：許可・承認等情報登録（輸入通関）(PAI)							○				△							◎	
⑦包括評価申告情報DB								○				△						◎	
(*)対象となるDBの詳細な起算条件につきましては、NACCS掲示板の「NACCS業務仕様・関連資料」に掲載しております「各種(DB)のシステム保存期間」をご参照ください。																			

(8) 【○：業務実施日 △：通常の保存期間 ◎：延長後の保存期間】

DB名：主な業務名	12月												1月						
	24	25	26	27	28	29	30	31	01	02	03	04	05	06	07				
	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水				
<通常、以下DBにて登録等を行った日から起算して6日間(日・祝日を除く)>	○							△										◎	
①輸出マニフェスト通関申告DB：輸出マニフェスト通関申告(MEC)		○							△									◎	
※搬入時自動起動の登録または開庁時自動起動の登録			○							△								◎	
②添付ファイル管理DB：輸入申告変更(IDE)※特例申告				○						△								◎	
③輸入申告DB：輸入申告変更(IDE)※特例申告					○	○					△							◎	
(*)対象となるDBの詳細な起算条件につきましては、NACCS掲示板の「NACCS業務仕様・関連資料」に掲載しております「各種(DB)のシステム保存期間」をご参照ください。						○						△						◎	

(9) 【○：業務実施日 △：通常の保存期間 ◎：延長後の保存期間】

DB名：主な業務名	12月												1月						
	25	26	27	28	29	30	31	01	02	03	04	05	06	07					
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水					
<通常、以下DBにて登録等を行った日から起算して3日間(日・祝日を除く)>	○		△																◎
①航空輸出貨物DB：輸出貨物情報登録(CDB01)		○			△														◎
②輸出便DB：搭載便割当情報登録(FLI)			○			△													◎
				○	○		△											◎	
					○			○		△								◎	
						○			○	○			△					◎	
							○				○		△					◎	

(10) 【○：業務実施日 △：通常の保存期間 ◎：延長後の保存期間】

DB名：主な業務名	12月												1月						
	25	26	27	28	29	30	31	01	02	03	04	05	06	07					
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水					
<通常、以下DBにて登録等を行った日から起算して5日間(日・祝日を除く)>	○				△														◎
①L D R ・ 搬入伝票DB：輸出貨物情報登録(CDB01)		○				△													◎
			○						△										◎
				○	○					△								◎	
					○		○				△						△		
						○			○								△		

(11) 【○：業務実施日 △：通常の保存期間 ◎：延長後の保存期間】

DB名：主な業務名	12月												1月						
	25	26	27	28	29	30	31	01	02	03	04	05	06	07					
	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水					
<通常、以下DBにて登録等を行った日から起算して2日間(日・祝日を含む)>	○	△																	◎
①マニフェストDB：マニフェスト情報登録（便単位）(MFF)		○	△																◎
			○	△														◎	
				○	△													◎	
					○	△												◎	
						○	△											◎	
							○	△										◎	
								○	△									◎	
									○	△								◎	
										○	△							◎	
											○	△						◎	
												○	△					◎	
													○	△				◎	
														○	△			◎	

■税関及び関係省庁の特別運用

4. 運送承認期間の延長（海上業務）

12月15日（月）から12月31日（水）までの間に許可・承認される申告・申請の保税運送承認の運送期間（輸出申告、仮陸揚及び蔵入・移入・総保入承認申請の併せ運送期間を含む）及び内国貨物運送承認の運送期間につきましては、通常の運送期間に加え10日間（土日・祝日を含む）延長されて出力されます。

また、同期間に新規で包括保税運送承認申請（TDC）を行う場合は、運送日数について税関へ確認し、指示された「運送日数」を入力したうえで当該申請を行ってください。

なお、ご不明な点は税関の担当部門にお問い合わせください。

5. 翌週レートの登録日

課税価格換算用為替レートの使用可能日につきましては、以下のとおりとなります。

12月21日（日）からの為替レートは、12月16日（火）10:00※から使用可能

12月28日（日）からの為替レートは、12月23日（火）10:00※から使用可能

1月4日（日）からの為替レートは、12月27日（土）17:00から使用可能

※為替レートの使用可能となる時刻が17:00となる場合がございますので、ご留意ください。

6. 輸出統計品目表及び輸入統計品目表の一部改正等

輸出統計品目表及び輸入統計品目表の一部が、2026年1月1日（木・祝）より改正されます。

改正内容についてご不明な点がありましたら、税関にお問い合わせください。

また、NACCS用品目コードについても、一部見直しを行っておりますのでご注意ください。

(1) 改正日前に申告事項登録を行い、改正日以降に申告を行う場合で、当該申告に係る品目コード等が改正されている場合は、申告事項を訂正した後に申告を行う必要がありますのでご注意ください。

(2) 改正日前に受理されている予備申告につきましては、あらかじめ税関に申し出たうえで、「輸入申告変更事項呼出し（IDD）」業務等を利用して訂正してください。訂正を行わずに本申告を行った場合は、エラーとなりますのでご注意ください。

また、改正日前に改正後の品目コード等での予備申告を行った場合も、エラーとなりますのでご注意ください。

(3) 改正日前に削除対象の品目コードが使われたB/Lに対して、改正日以降に、訂正業務（CMR、CHR、CMF01、CMF02、NVC01、SAI）が行われた場合で、品目コードの訂正があわせて行われない場合は、コードが存在しない旨のエラーとなります。

また、改正日前に削除対象の品目コードが使われた出港前報告情報に対して、改正日以降に積荷目録情報登録・呼び出し業務（MFR、MFI、MFR11、NVC11）を利用する場合も同様のエラーとなります。

当該エラーが発生した場合は、改正後に存在する品目コードを入力していただくことでエラーの回避が可能です。

(4) 日本関税協会HPに掲載されているwebタリフ及びweb輸出統計品目表の2026年1月1日版については、
2026年1月5日（月）午前中を公開予定としております。

日本関税協会ホームページ <https://www.kanzei.or.jp/>

(5) 統計品目表の改正等に伴い、業務コード集のNACCS用品目コードが変更となります。

詳細につきましては、「NACCS掲示板」へ今後掲載予定の「NACCS用品目コードの一部改正について」をご覧ください。

7. 島入金電子納付システム連携機能関連の支払期限

島入金電子納付システムとの連携機能の停止を予定しております。

停止期間等詳細については、後日税関からNACCS掲示板により周知されるためそちらをご覧ください。

【通常対応】

■NACCS

1. データ保存期間

前記【特別運用】以外の各種データ保存期間は通常どおりとし、保存期間の延長はいたしません。

前記DB以外の保存期間につきましては、NACCS掲示板の「NACCS業務仕様・関連資料」に掲載しております「各種情報(DB)のシステム保存期間」をご参照ください。

※年末年始で祝日に該当する日は、1月1日(木・祝日)となりますので日数をカウントする際はご注意ください。

2. 利用者設定情報登録業務(U××業務)について

年末年始の期間も各U業務の実施可能時間帯はご利用可能です。各U業務の実施可能時間は

https://bbs.naccscenter.com/_files/00167932/Uxx.pdf をご確認ください。

なお、照会業務・呼出し業務(照会機能として利用するもの)につきましては、終日実施可能となります。

3. デジタル証明書再発行後の再取得可能日(netNACCS・WebNACCSをご利用のお客様)

年末年始の期間もNSSよりデジタル証明書の再発行申込が可能です。ご利用にあたり、以下のリンクをご参照ください。

NSSログオン(URL): <https://nss-login.nac.naccs.jp/nsscapp/>

デジタル証明書再発行手順書: https://bbs.naccscenter.com/_files/00069397/digital_saihakkou.pdf

4. 年末年始の問合せ等の窓口

「ヘルプデスク」が24時間対応いたします。

電話でのお問合せ(フリーダイヤル): 0120-794-550

Webフォームでのお問合せ(URL): <https://bbs.naccscenter.com/inquiry/nwewebqa>

但し、**12月29日(月)17:30から1月5日(月)8:00までの間に頂いたNACCS掲示板のWebフォームによるお問合せ**につきましては、**1月5日(月)8:00**以降に回答させていただきますのでご了承ください。

■税関及び関係省庁

5. 関係省庁業務機能

年末年始のシステムによる手続きへの各官庁の対応状況につきましては、あらかじめ最寄りの官庁窓口にお問い合わせください。

6. 港湾関連船舶の入出港手続き

税関以外の官庁を宛先として「入港前統一申請」(VPX、WPT)、「入港届」(VIX、WIT)、「移動届」(VMR、WMR)、「出港届」(VOX、WOT)、「港湾管理者手続き」(KFT、WER業務等)を行う場合、宛先官庁の年末年始のシステム対応状況により、申請を行っても回答通知等の確認が取れない場合があります。年末年始のシステムによる手続き（各官庁のシステム対応状況）は、あらかじめ最寄りの官庁窓口にお問い合わせください。

なお、税関宛の届出につきましては通常どおりに処理されますので、システムによる提出をお願いいたします。

7. 「時間外執務要請届（OSA）」業務

年末年始においても、時間外執務要請届に係る届出種別コード「E」・「F」による申告は可能です。

ただし、区分2又は区分3となった場合には、翌開庁日の開庁時間に審査・検査となります。詳細につきましては、各税関窓口にお問い合わせください。

■各種サービス

8. リアルタイム口座振替（ダイレクト方式）の利用について

1月1日（木）20：15から1月2日（金）5：40までの間は、リアルタイム口座振替（ダイレクト方式）での納付はできませんのでご注意ください。

また、金融機関ごとにサービス提供時間が異なりますので、あらかじめ金融機関にご確認のうえ、申告等を行ってください。

9. マルチペイメントネットワーク（MPN）の利用について

1月1日（木）20：15から1月2日（金）5：40までの間は、マルチペイメントネットワークでの納付はできませんのでご注意ください。

また、金融機関ごとにサービス提供時間が異なりますので、あらかじめ金融機関にご確認のうえ、申告等を行ってください。